

# CEマーキング機械指令 適合性評価サービス

## ■ CEマーキング

EU内で販売される機械製品に義務づけられており、製造事業者はEUの要求する技術基準に適合していることを確認する必要があります。

NATOMでは経験豊富な第三者評価機関(CIISC)の専門エンジニアによる機械製品の安全性試験の適合性評価を迅速かつ正確に実施し、テストレポートを作成します。



## ■ 機械指令(2006/42/EC)適合性評価

- 電気、燃料、バネ、重量などのエネルギーで動作する産業用機械、製造用機械が対象となります。危険性の高い特定の機械（付属書IV）以外、基本的に自己宣言が可能であり、ノーティファイドボディの関与は必須ではありません。
- 適合性評価に際しては、その機械が該当する整合規格から必要な規格を選択し適用します。
- 機械の基本概念であるリスクアセスメントは必ず実施する必要があります。また個別規格がなければ、機械に共通して適用される、電気、油圧、空圧、衝撃・振動について適用されるB規格から選択されます。
- 機械の個別規格があれば必ず適用する必要があります。
  - リスクアセスメント EN ISO 12100
  - 機械の電気機器一般 EN 60204-1
  - 安全制御システム EN ISO 13849-1

## ◆ EMC指令(2014/30/EU)

- 電磁波妨害を与えたり、影響を受ける可能性のある電気機器について、その製品の用途や使用環境に応じて評価試験とテストレポートの作成をご支援します。
- 共通規格(工業用) EN 61000-6-4 【EMI】  
EN 61000-6-2 【EMS】 など
- EMC測定業務は、提携している試験場またはオンサイトで実施致します。安全評価と同時にお受けしています。

## ● 技術支援：設計確認（デザインレビュー）

- 安全設計に関する技術相談対応や規格調査
- 本試験前に事前の設計内容確認を実施
- 規格適合のための技術アドバイス

## ● 適合宣言書、技術文書

- 製造事業者様が自己宣言を行うためには、適合宣言書と技術文書（テクニカル・ファイル）を作成する必要があります。NATOMは設計確認から宣言書までトータルでご支援します。

## ■ 業務フロー



- 仕様書・回路図
- ブロック図
- 評価機

問合せ先： 株式会社NATOM  
〒220-0004 横浜市西区北幸一丁目5番10号  
JPR横浜ビル8階  
TEL 080-7520-7042 <https://natom.co.jp>